

水戸基署発 1006 第 1 号
令和 4 年 10 月 6 日

各 団 体 の 長 殿

水戸労働基準監督署長



動力機械のキックバックによる災害 防止対策の徹底について（協力要請）

日頃より、労働災害防止対策の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、管内の建設業における労働災害は、休業 4 日以上の死傷災害が 66 件（8 月末の速報値）発生しており、前年と比較して 10 件（17.8%）の増加となっています。今年の特徴として、動力機械のキックバックによる災害が相次いでおり、1 月にはエンジンカッターを使用して U 字溝を切断していた労働者が切断ブレードに接触して死亡したほか、8 月には刈払機で除草作業を行っていた労働者が刈刃で足趾を切断する災害も発生しています。

こうした状況に鑑み、当署では同種災害の防止対策を徹底するため、関係者に対する啓発用のリーフレットを作成し、広く周知することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項を含めた対策について、傘下会員に対する指導、啓発等に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます

記

1 キックバックに関する注意喚起

エンジンカッターや刈払機などの動力機械は、対象物（障害物）に当たる刃の位置によって、キックバックを起こしやすいことに十分注意する必要があることから、関係労働者に対し、添付のリーフレットを活用して注意喚起を行うこと。

2 危険予知活動（KYT）の実施

キックバックが起こる恐れのある動力機械を使用する時は、作業開始前に危険予知活動（KYT）を実施することにより、関係労働者に安全な作業の徹底を図ること。

(担当) 安全衛生課
電話 029-277-7916
(ダイヤルイン)

キックバックによる災害にご注意を！

～動力機械の刃に接触する災害が発生しています～

関係者のみなさまへ

水戸署の管内では、エンジンカッターや刈払機などがキックバックを起こし、刃が作業者に接触して負傷する災害が発生しています。これらの動力機械は、対象物（障害物）に当たる刃の位置によって、キックバックを起こしやすいことに十分注意する必要があります。

関係者のみなさまには、エンジンカッターや刈払機などを使用する際、キックバックが起こりうることを念頭に、メーカーの取り扱い上の注意事項を守り、安全な作業の実施をお願いします。

エンジンカッター

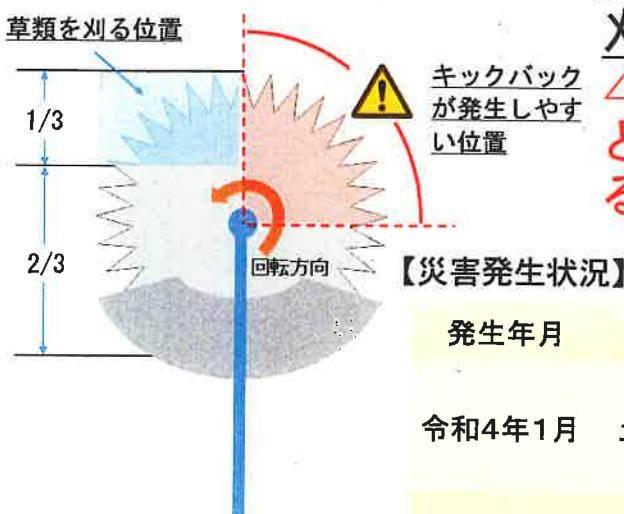


【注意事項】

刃（切断ブレード）の上側は使用しないこと

△上側部分を材料に当てるとき、エンジンカッターが作業者側に強い力で押し戻される危険性があります

刈払機



【注意事項】

刈刃の右上側は使用しないこと

△障害物に刈刃の右上側が当たると、刈刃部分が急に右側方に跳ね上がる危険性があります

【災害発生状況】

発生年月 業種 発生状況

令和4年1月 土木工事業

エンジンカッターを使用してU字溝を切断しているところ、キックバックを起こし、切断ブレードが被災者の首に当たり死亡した。

令和4年8月 土木工事業

刈払機で除草作業を行っていたところ、木の根に接触してキックバックを起こし、バランスを崩して斜面を転落した被災者の足趾に刈刃が当たり切断した。



厚生労働省 水戸労働基準監督署

水戸基発 1006 第 2 号
令和 4 年 10 月 6 日

各団体の長 殿

水戸労働基準監督署長



交通事故による死亡災害防止の徹底について（協力要請）

日頃より、労働災害防止対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、管内における死亡災害は、9月末現在で9件発生しており、前年と比較して5件の増加となっています。今年の特徴として、死亡災害の内3件が交通事故によるものであり、対向車線へのはみ出しによる正面衝突が2件、走行車線での横転が1件発生しています。

こうした状況を鑑み、当署では、同種災害の防止対策を徹底するため、関係者に対する啓発用のリーフレットを作成し、広く周知することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項を含めた対策について、傘下会員に対する指導、啓発等に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

・交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底

交通労働災害防止のためのガイドラインに基づいて、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間の管理及び走行管理等を実施し、関係労働者に対する安全管理を行うこと。

(担当) 安全衛生課
TEL 029-277-7916
(ダイヤルイン)

交通労働災害を防止しましょう！！

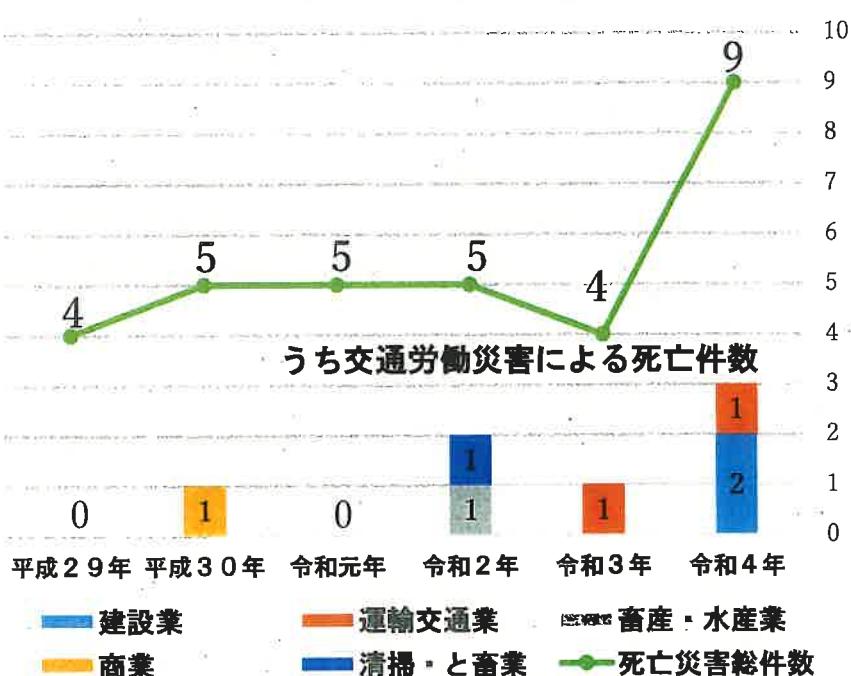
令和4年9月末日時点における水戸署管内の死亡災害件数は9件であり、前年より5件増加している状況にあります。

このうち、交通労働災害による死亡件数は、3件であり、大きな割合を占めています。

業種別では、建設業2件、運輸交通業1件となっています。

交通労働災害は、被災者だけでなく、一般市民にも被害が及ぶことがあります。業務で、自動車を使用する事業場では、交通労働災害防止対策の積極的な推進を図る必要があります。

死亡災害発生件数（水戸署管内）



●死亡災害事例(水戸署管内)

1	令和2年	清掃業	被災者は、ごみ集積場でごみを収集車に積み込み、徒歩で次の収集場所へ移動していたところ、左折した当該ごみ収集車にひかれた。
2	令和3年	一般貨物自動車業	会社所有の2トントラックで、道路を走行しているとき、対向車の1トンワントボックスと正面衝突した。正面衝突後、当該トラックは、路肩の休耕田(4メートル位下)に転落した
3	令和4年	建設業	打合せ協議先から帰社途中乗用車を運転中、センターラインをはみ出し大型車との正面衝突事故で死亡した。
4	令和4年	一般貨物自動車業	4tトラックを運転中、道路左側の縁石に乗り上げ、その勢いで対向車線へはみ出し、対向車線を走行していた10tトラックと正面衝突した。
5	令和4年	建設業	準中型トラックに2名が同乗し、建設現場に向かうため、高速道路を行っていたところ、走行車線で横転した。



厚生労働省 茨城労働局 水戸労働基準監督署

令和4年10月作成

交通労働災害防止のためのガイドラインについて

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

- ・労働災害防止に関係する管理者を選任すること。
- ・交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生指針の表明を行うこと。
- ・安全衛生計画を作成すること。

2 適正な労働時間等の管理及び走行管理

- ・十分な睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間管理及び走行管理を行うこと。
- ・道路地図、過去の走行記録、各種道路情報提供機関からの情報に基づき、走行経路を決定すること。

3 点呼の実施

- ・走行前の点呼において、睡眠不足、体調不良等を確認し、正常な安全運転に支障がある者に運転の業務に就かせない等、必要な措置を講じること。

4 安全運転のための教育

- ・交通法規、改善基準告示を遵守すること。
- ・十分な睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、体調の維持の教育。
- ・警察からの交通事故発生状況、交通事故に関するヒヤリハットの周知。
- ・運転場面を想定したイラストシート・写真等を用いて、危険予知訓練を実施すること。

5 健康診断の実施

- ・深夜に運転業務を行うものには、6ヶ月以内ごとに1回、深夜業に係る特定業務健康診断を実施すること。
- ・長時間労働者に対しては、医師の面接指導等を実施すること。

6 その他

- ・異常気象等により、安全な運転が困難な場合は、その状況を運転手に伝え、場合によっては運転を中止する等の措置を講じること。
- ・走行前に自動車の点検を行い、異常がある場合は補修すること。



交通労働災害防止のためのガイドラインの全文は、QRコードから →

交通労働災害防止については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>



厚生労働省 茨城労働局 水戸労働基準監督署

令和4年10月作成